

# 特定非営利活動法人 NPO 成年後見湘南 定款

## 第1章 総則

### (名称)

**第1条** この法人は、特定非営利活動法人 NPO 成年後見湘南と称す。

### (事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を神奈川県平塚市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

**第3条** この法人は、神奈川県内に住む知的障害のある人（以下、障害者と称す）とその親・兄弟姉妹たちが中心となり、障害者に対し、民法の規定に基づく成年後見サービスを提供し、障害者の基本的人権を守り、将来的に安心且つ幸せに暮らせる環境の構築に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動の種類として福祉の増進を図る活動を行う。

### (事業)

**第5条** この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 成年後見サービスに関する事業

(2) 収益事業

① 物品製造販売業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

## 第3章 会員

### (種別)

**第6条** この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 : この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 : この法人の目的に賛同し、かつ、この法人の事業を賛助するために入会した団体

### (入会)

**第7条** 正会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会費)

**第8条** 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

**第9条** 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

**第10条** 正会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

**第11条** 正会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

#### (抛出金品の不返還)

**第12条** すでに納入された会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

**第13条** この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内
  - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事、若干名を副代表理事とする。

#### (選任等)

**第14条** 理事及び監事は、正会員の中から総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

### (職務)

- 第 15 条** 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
  - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
  - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
    - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
    - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
    - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
    - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

### (任期等)

- 第 16 条** 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### (欠員補充)

- 第 17 条** 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

### (解任)

- 第 18 条** 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

### (報酬等)

- 第 19 条** 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

### (職員)

- 第 20 条** この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、代表理事が任免する。

## 第5章 総会

### (種別)

**第21条** この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### (構成)

**第22条** 総会は、正会員をもって構成する。

### (権能)

**第23条** 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (6) 役員を選任又は解任及び報酬に関する事項
- (7) 会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

### (開催)

**第24条** 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面を以て招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

### (招集)

**第25条** 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を以て、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

**第26条** 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

### (定足数)

**第27条** 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

### (議決)

**第28条** 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事はこの定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

**第 29 条** 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

**第 30 条** 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 6 章 理事会

#### (構成)

**第 31 条** 理事会は、理事をもって構成する。

#### (権能)

**第 32 条** 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### (開催)

**第 33 条** 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面を以て招集の請求があつたとき
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき

#### (招集)

**第 34 条** 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を以て、少なくとも理事会の 5 日前までに通知しなければならない。

**(議長)**

**第 35 条** 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

**(定足数)**

**第 36 条** 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

**(議決)**

**第 37 条** 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によって予め通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

**(表決権等)**

**第 38 条** 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

**(議事録)**

**第 39 条** 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

**(資産の構成)**

**第 40 条** この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

**(資産の区分)**

**第 41 条** この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の 2 種とする。

#### (資産の管理)

**第 42 条** この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て代表理事が別に定める。

#### (会計の原則)

**第 43 条** この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 収入及び支出は、予算に基づいて行うこと。
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (3) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明りょうに表示したものとすること。
- (4) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

#### (会計の区分)

**第 44 条** この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の 2 種とする。

#### (事業計画及び収支予算)

**第 45 条** この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

#### (暫定予算)

**第 46 条** 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### (事業報告及び収支決算)

**第 47 条** この法人の事業報告及び収支計算は、毎事業年度ごとに代表理事が、事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 2 ヶ月以内に総会の議決を得なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは次事業年度に繰り越すものとする。

#### (事業年度)

**第 48 条** この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

#### (長期借入金)

**第 49 条** この法人が資金を借り入れしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

**第 50 条** この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

- 2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないものに限る）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

#### **（解散）**

- 第 51 条** この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### **（残余財産の帰属）**

- 第 52 条** この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）した時に残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属する。

#### **（合併）**

- 第 53 条** この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## **第 9 章 公告の方法**

#### **（公告の方法）**

- 第 54 条** この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
- 2 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人の ホームページに掲載して行う。

## **第 10 章 雑 則**

#### **（細則）**

- 第 55 条** この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代 表 理 事	比 企 明 義
副代表理事	小 林 美 榮 子
同	成 瀬 富 子
理 事	城 所 武 志
同	河 野 信 行
同	柴 田 慶 子
同	川 瀬 良 一
同	鈴 木 シゲ子
同	升 水 美 智 子
同	佐 草 幹 雄
同	小 山 恭 子
同	須 藤 房 子
同	菅 和 子
監 事	中 村 絢 子
同	林 康 正

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず成立の日から平成16年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正 会 員 : 年 額 1, 0 0 0 円
  - (2) 賛助会員 : 年額一口 1 0, 0 0 0 円 (一口以上)
- 7 この定款は、平成30年10月1日から施行する

これは当法人の定款である。

神奈川県平塚市代官町16番37号102

特定非営利活動法人 NPO成年後見湘南

理事 成瀬 富子 ㊞